

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、各々のライフスタイルに合わせて多様な働き方を実現することによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年(令和3年)10月1日～2025年(令和7年)3月31日

2. 内 容

目 標 1 育児中の社員が、意欲高く働くことができるよう、上司との対話や制度面の改善を通じて多様な働き方を支援し、就業環境の向上をはかる。

<対策>

- ・令和3年10月～ 上司と部下の対話促進(1on1ミーティングの全社展開)
- ・令和3年10月～ サテライトオフィス・シェアオフィスの拡大検討
- ・継続実施 従業員の家族を会社に招く「ファミリーデー」の継続実施

目 標 2 育児に関する勤務制度などの広報や育児休業取得の体験談等の情報発信により、計画期間中に男性の育児休業取得者を70%以上とする。

<対策>

- ・令和3年10月～ 配偶者が出産した男性社員とその上司に向けて育児休業および育児関連制度を周知し、育児休業取得を促進する。
- ・令和4年4月～ 育児・介護休業法改正に合わせて「妊娠、出産、育児に関するガイドブック」を改定し、制度の周知を図る。
- ・継続実施 社内イントラを利用して育児中の男性社員や育児中の社員を支援している管理職等をロールモデルとして紹介
- ・継続実施 キャリアカウンセリングの実施

目 標 3 育児中の従業員が仕事と生活の調和を図れるよう、総労働時間削減の施策を講じる。

<対策>

- ・令和3年10月～ 2期連続の年間残業枠の延長申請を原則不可とする取組の実施
- ・令和3年10月～ 年間残業枠延長者のモニタリング実施
- ・継続実施 休暇取得率の向上のための施策の実施
- ・継続実施 ノー残業デーの継続実施
- ・継続実施 夏場の残業削減施策を実施
- ・継続実施 年間の残業計画および有休取得計画を作成、モニタリング
- ・継続実施 長時間労働抑制のための取り組みを組織ごとに表彰